

## 美光園生活向上委員会規約

### <総則>

- 第1条 児童養護施設美光園内に苦情解決のための組織を設置する。
- 第2条 組織の名称を「美光園生活向上委員会」(以下委員会)とする。さらに美光園サービス評価事業および苦情解決事業要綱においての「サービス改善委員会」および「苦情解決部会」をあわせて上記呼称とする。
- 第3条 委員会は園内児童権利擁護委員会も兼ねる。
- 第4条 児童・職員・保護者などの要望や苦情解決・権利擁護等に取り組むことにより、施設におけるサービスの改善、向上を目的とする。そのため、指導改善要求の権限を持つ。
- 第5条 園長を顧問とし、管理部門より1名、処遇部門より中高生グループより1名・小学生グループより1名、給食部門より1名職員を選出し委員とする。選出方法は年度の最初の職員会議において、自薦および他薦の後承認を得た者とする。また、委員より長を選出する。
- 第6条 任期については当年度選出日より次年度選出日までとする。しかしその継続においてはそれを妨げない。
- 第7条 委員会は委員改選時にその評価を受ける。しかし緊急のときはこの限りではない。

### <実施方法>

- 第1条 委員は苦情や意見等を受け付ける窓口として周知方法を講じるとともに、その収集に努める。また、受け付けた苦情や意見等については委員会へ報告をする。
- 第2条 委員会は報告を受けた後速やかにその事案に対して協議をし、調査・確認および改善を指示するとともに経過、結果を記録する。
- 第3条 委員会は事案に対し委員長を通し園長へ報告する。また、委員会のみでは対応困難な事案については園長に協議する。
- 第4条 委員会は年1回児童養護施設サービス評価基準に基づき、自主評価を実施し改善を要する事項については効果的な対策を講じる。またそのことについて園長へ報告をする。

### <自治会(仮称)>

- 第1条 委員会に属する組織として「児童自治会」(仮称・以下自治会)を設置する。自治会にはリーダー会を置く。
- 第2条 自治会会員は美光園児童とし、リーダー会は高校生および中学生より男子女子それぞれ1名を選出することを原則とする。
- 第3条 自治会は職員会および委員会と協力をして生活向上に努める。
- 第4条 自治会は職員会および委員会より事案検討の要請を受けた場合はその協議を行う。また職員会および委員会への事案検討を要請することもできる。

### <補則>

- 第1条 具体的実施方法については別に定めるものとする。